

政令市における犯罪被害者等支援条例の制定状況等

区分	条例名	施行日	条例				備考
			特化	実効	安全 安心	なし	
札幌市	札幌市犯罪被害者等支援条例	令和7年4月1日	○				札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
仙台市	仙台市犯罪被害者等支援条例	令和6年10月4日	○				
さいたま市	さいたま市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○				
千葉市	千葉市犯罪被害者等支援条例	令和6年4月1日	○				
川崎市	川崎市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
横浜市	横浜市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日	○				
相模原市	相模原市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○				
新潟市	新潟市犯罪被害者等支援条例	令和4年8月1日	○				新潟市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例
静岡市	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例	平成22年4月1日 (令和6年4月1日 一部改正)		○			
浜松市	浜松市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
名古屋市	名古屋市犯罪被害者等支援条例	平成30年4月1日	○				
京都市	京都市犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○				
大阪市	大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例	令和2年4月1日	○				
堺市	堺市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○				
神戸市	神戸市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日 (平成30年7月1日 一部改正)	○				
岡山市	岡山市犯罪被害者等基本条例	平成23年4月1日	○				
広島市	広島市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○				
北九州市	北九州市安全・安心条例	平成26年7月1日			○		
福岡市	—	—				○	
熊本市	熊本市犯罪被害者等支援条例	令和5年9月27日	○				

政令指定都市における犯罪被害者等の支援状況

令和 7 年 4 月 1 日現在

区 分	見舞金	公営住宅等 入居配慮	住居関係支援	生活関係支援	医療・心理的 ケア関係支援	法的関係支援
札幌市	○	○	○	○	○	—
仙台市	○	○	○	○	○	—
さいたま市	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	○	—	—
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○
相模原市	○	○	○	○	○	○
新潟市	○ ※	○	○	—	○	—
静岡市	○	○	○	○	—	—
浜松市	○	○	○	—	—	—
名古屋市	○	○	○	○	○	—
京都市	○	○	○	○	○	—
大阪市	○	○	○	○	○	○
堺市	○	○	—	○	○	—
神戸市	○	○	○	○	—	○
岡山市	○	○	—	—	—	—
広島市	○	○	○	○	—	—
北九州市	○	○	—	—	—	—
福岡市	○	○	—	—	—	—
熊本市	○	○	○	—	—	—

(注 1) 住居関係支援とは、公営住宅等入居配慮を除く、ハウスクリーニング、宿泊、転居等の支援をいう。

(注 2) 生活関係支援とは、配食、家事、託児・一時保育、学習、就労等の支援をいう。

(注 3) 医療・心理的ケア関係支援とは、精神医療、カウンセリング等の支援をいう。

(注 4) 法的関係支援とは、法律相談、裁判傍聴、再提訴等の支援をいう。

※ 新潟市は見舞金のほかに、貸付金の支援あり。

政令指定都市 犯罪被害者支援施策の実施状況（R7. 4. 1時点）

支援メニュー 区分 都市名	住居支援				
	転居費用	住居復旧	家賃助成	市営住宅	緊急・一時避難
札幌市	・ 上限：20万円1回まで	・ ハウスクリーニング 上限：30万円	・ 転居後の家賃 上限：1月3万円 12月分	—	—
仙台市	・ 上限：20万円	・ 上限：20万円	—	—	—
さいたま市	・ 上限：20万円1回まで	—	—	・ 市営住宅目的外使用	・ 一時避難費用の助成 1人1泊あたり6,000円（7泊まで）
千葉市	・ 上限：20万円 1案件につき1回の転居	・ ハウスクリーニング	—	・ 優先措置 （抽選番号を2つ与える）	—
横浜市	・ 上限：20万円/1回あたり 2回まで	—	—	・ 市営住宅目的外使用	・ 県の制度利用者に延泊 2泊分まで
川崎市	・ 新たな住居に転居するために かかった費用の助成	—	—	・ 市営住宅の一時利用	・ 県の実施する緊急避難場所の 利用者に対し、延泊を実施
相模原市	・ 上限：20万円/1回あたり 2回まで	—	—	・ 市営住宅目的外使用 ・ 優先入居	・ 県の実施する緊急避難場所の 利用者に対し、2泊まで延泊を実施。
新潟市	・ 上限：20万円	—	—	・ 市営住宅の抽選の優遇 犯罪被害者等→抽選札2枚 配布DV被害者→ 抽選札3枚配布 優先的な取り扱いを実施	—
静岡市	・ 上限：20万円 犯罪行為により従前の住居 に居住し続けることが困難 になり、新たな住居へ転居 された方	—	—	—	—
浜松市	・ 上限：20万円	—	—	・ 優先入居 ・ 募集抽選の当選確率2倍	・ 避難施設利用助成金 （R5新設） ・ 上限：1人1泊あたり7,000円 ・ 最大3泊まで ・ 当該避難を受け入れた施設に助成
名古屋市	—	—	—	・ 優先入居、一時的な提供	・ 一時避難費用助成 警察の制度利用者に延泊6泊分まで
京都市	—	—	—	・ 優先入居	・ 一時避難 1日に2,000円の補助金を施設へ交付
大阪市	・ 転居費の助成 上限：20万円/回 1回まで	—	—	—	・ 一時的居住確保費用の助成 上限：7,500円/泊 25泊まで ただし、犯罪被害者の発生日から28 日目の宿泊を限度とする
堺市	—	—	—	—	・ 一時避難住宅の提供 ・ 使用開始日から3か月以内 ・ 使用料は無料 光熱水費等の実費は 本人負担
神戸市	・ 緊急転居費の助成 実費 上限：1回20万円/回、 2回まで	・ 住宅復旧及び防犯対策費 の助成実費額 上限：30万円	・ 実費額 上限：3万円/月、 入居1年以内	・ 目的外使用 （1年間家賃免除） ・ 優先入居（当選倍率優遇） ・ 優先入居（ポイント加算）	・ 一時避難に係る費用の助成 警察の制度利用者に延泊7 泊分まで 上限：7千円/1泊・1人
岡山市	—	—	—	・ 入居申込時における 当選率の優遇措置 ・ 目的外使用	—
広島市	・ 転居費用助成 1事件につき20万円まで 転居の回数は問わない （R4. 4. 1開始）	—	—	①入居要件の緩和 ②入居抽選時の優遇 ③目的外使用許可による 一時的な提供 ※DV事案のみの場合も含む。	—
福岡市	—	—	—	・ 抽選によらず入居、入居要件 の緩和 抽選倍率の優遇	—
熊本市	・ 見舞金に該当する方の うち、犯罪行為により従前 の住居に居住することが 困難になった方 上限：20万円 （同一の犯罪被害について 1回まで）	—	—	・ 市営住宅目的外入居 （原則1年間）	・ 一般住宅優遇措置

政令指定都市 犯罪被害者支援施策の実施状況（R7. 4. 1時点）

支援メニュー 区分 都市名	精神支援		刑事手続参加	法律相談	その他
	カウンセリング費用	医療費	裁判傍聴費用	－	－
札幌市	・費用の10割助成 上限：1回1万円 1年間12回分	・医療提供施設に支払った一部負担金を実費額 上限：1年間12日分	・真相究明に要した費用（犯罪行為に関する情報提供を公衆に求める費用や裁判傍聴に係る費用等） ・上限：1年につき合計10万円 犯罪発生時から5年間まで	－	・犯罪行為に関する情報提供を公衆に求める費用 上限：1年につき合計10万円 犯罪発生時から5年間まで
仙台市	・1案件1人あたり10回まで 上限：9,000円/回	－	－	－	・学生支援 学用品代 上限：5万円 帰省費用 上限：5万円 ・死体検案（県警で負担する検案書料以外の部分）上限：10万円
さいたま市	・費用の助成 上限：150,000円	・費用の助成 上限：150,000円	－	・1案件2回まで無料 1時間/回の制限あり	－
千葉市	－	－	－	－	－
横浜市	・カウンセリングを無料提供 上限：10回まで/1案件	－	－	・1案件2回まで無料	・犯罪及びこれに準ずる被害を受け、支援措置が必要な場合に意見書を作成。
川崎市	・犯罪被害者支援に精通したカウンセラーによる無料のカウンセリングを実施 14回まで/1事件 （県でのカウンセリング後引き続き同じカウンセラーで実施可能）	－	－	・犯罪被害者支援に精通した弁護士による無料の法律相談を実施	－
相模原市	・カウンセリングの実施 1案件10回まで無料	－	－	・弁護士による法律相談を実施 1案件2回まで無料	【加算支援金】 ・家事等の日常生活支援を希望しない場合は支援金に5万円を加算 【自立支援医療（精神通院医療）の助成】 ・自立支援医療（精神通院医療）を利用する場合の自己負担（1割分）を助成 →上限：1回の受診当たり2,000円 年24回、初診日から3年間
新潟市	・上限：15万円	－	－	－	－
静岡市	－	－	－	－	－
浜松市	・精神保健福祉センターにて相談の受付	－	－	－	－
名古屋市	－	・精神医療費支援 精神医療に係る自己負担額の1/2 （初診から1か月以内）	－	－	・遺族が損害賠償請求に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給
京都市	－	・京都犯罪被害者支援センターが相談を受けた犯罪被害者等のうち、精神科等を受診した場合に、自己負担額の半額を助成 上限：5,000円/回（3回まで）	－	－	・市内で犯罪被害を受けた観光旅行者や滞在者のために、総合相談窓口における相談において、必要に応じて通訳派遣を行う。
大阪市	－	・精神医療費の助成 上限：5,000円/回 合計24回まで	－	・法律相談 上限：1時間30分/回 合計2回まで	・被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援 関係機関より、被害者等に関する情報提供の連絡を受けた場合は、本市から被害者等に対して初期支援を行う。
堺市	・臨床心理士等の資格を持つカウンセラーによる無料カウンセリング 上限：6回（犯罪発生日より3年間）	－	－	－	－
神戸市	・臨床心理士による無料カウンセリング ・1事件につき上限10回 ※ひょうご被害者支援センターにカウンセリングを委託	－	・裁判手続き（傍聴含）に係る旅費の補助 裁判期日に裁判に出席（傍聴含）する場合に係る交通費を助成 上限：10万円、刑事・民事別	－	・プライバシー保護 プライバシー保護のため区役所等で手続き専用スペースの確保
岡山市	－	－	－	－	－
広島市	－	－	－	－	・直接支援や支援活動員の養成・研修、広報啓発等、支援センターの事業全体に対して負担金（590千円）を交付。 ・支援希望があった場合は庁内他課と連携しながら処理をし、総合相談窓口相談があった際は支援センターへの橋渡しを行う。
福岡市	・福岡犯罪被害者総合サポートセンター 【相談受付】 ・月曜日～金曜日 （祝日・年末年始は除く） ・9:00～16:00	－	－	－	－
熊本市	見舞金としてパッケージ化 遺族見舞金：40万円 重傷病等見舞金：20万円		－	－	－

政令指定都市 犯罪被害者支援施策の実施状況（R7. 4. 1時点）

支援メニュー 区分 都市名	日常生活支援				
	ヘルパー	配食	保育	教育	就労
札幌市	・ 費用の10割助成 上限：1時間3,000円×72時間	・ 費用の10割助成 上限：1時間1,000円×60食	・ 一時保育費用の10割助成 上限：子ども1人につき1回3,000円×10回	・ 一時保育費用の10割助成 上限：子ども1人につき年5万円 （令和7年4月から運用開始）	－
仙台市	・ 1案件最大60時間まで 上限：3,500円/時	・ 1案件1人あたり30食まで 上限：1,000円/食	・ 一時保育等 1案件1人あたり30日まで 上限：2,400円/日	・ 1案件あたり上限：4万円 監護する就学中の子のために教育サービスを利用するもの	－
さいたま市	・ 家事・介護費用の助成 ・ 家事：1,500円/1時間 ・ 介護：2,300円/1時間 上限：60時間まで/1案件	－	1日2,500円 上限：1日8時間で10日まで	－	－
千葉市	・ ホームヘルプサービス利用時の費用助成 4,000円/1時間 60分単位・1日2時間まで 合計60時間まで	・ 1,000円/1食あたり ・ 合計30食/1人につき ・ 配食サービス又はフードデリバリーサービスの提供を行う事業者 に費用を補助する ・ 事業者を利用しない場合でも領収書等で内容確認できれば可。	・ 子1人につき1,650円/1時間 子1人につき合計10時間	－	－
横浜市	・ 家事・介護支援 ・ ヘルパー利用の9割 上限：4,000円/1時間 72時間まで	・ 1回あたり1,000円を上限として 30回まで	・ 一時保育費用の9割 ・ 1回2,500円上限10回	－	－
川崎市	・ ホームヘルプサービスの利用にかかった費用の助成 上限：60時間/1事件 4,400円/1時間	・ 配食サービスの利用にかかった費用の助成 ・ 上限：一人につき30回まで/1事件 1,000円/1回	【一時保育】 ・ 10日まで/1事件 ・ 1人につき1日当たり2,900円 【一時預かり】 ・ 10日まで/1事件 ・ 1人につき1日当たり9,000円	・ 教育関係費を助成 上限：一人につき48,000円/1事件	－
相模原市	・ ホームヘルプサービスの利用にかかった費用の助成 ・ 上限：60時間/1事件 4,400円/1時間	・ 配食サービスの利用にかかった費用の助成 ・ 上限：30回まで/1事件 1,000円/1回	【一時保育】 ・ 10日まで/1事件 ・ 1人につき1日当たり3,000円 【一時預かり】 ・ 10日まで/1事件 ・ 1人につき1日当たり7,200円	－	－
新潟市	－	－	－	－	－
静岡市	・ 家事、介護サービスの利用 上限：10万円	・ 上限：10万円	・ 上限：10万円	－	－
浜松市	－	－	－	－	－
名古屋市	・ 事業者と協定締結し、以下の単価で委託 ・ 生活援助2,460円（税別）／1時間 ・ 身体介護4,350円（税別）／1時間	・ 事業者と協定締結し、以下の単価で委託 （消費税込み） ・ 上限1,000円（送料200円、弁当代800円） 1回／日 合計30日まで ※送料・弁当代の金額は、上限ではなく固定値	※ホームヘルプサービスは、乳幼児及び小学校に就学中の児童の保育にも対応可能	－	－
京都市	・ ホームヘルプサービス利用に係る費用の一部を給付 上限：3,000円/時間×25時間	－	・ 一時預かり保育サービス利用に係る費用の一部を助成 上限：2,500円/日（10回まで）	－	－
大阪市	・ ホームヘルプサービス費の助成 上限：3,000円/時間、合計96時間まで	・ 配食サービス費の助成 上限：1,000円/食、合計30食まで	・ 一時保育費の助成 上限：3,000円/回 合計10回まで	－	－
堺市	・ ホームヘルプサービス 上限：1時間/日、25時間以内 犯罪被害の発生した日又は犯罪行為が発覚した日から起算して1年間	・ 1回/日、1人あたり25食以内 ・ 犯罪行為日から起算して90日以内 ・ 犯罪被害の発生した日又は犯罪行為が発覚した日から起算して90日以内	－	－	－
神戸市	・ 家事援助費の助成 実費額 上限：1時間3,000円、25時間以内	・ 配食サービス費の助成 上限：1,000円/人・日 1日1食30日以内	・ 一時保育費の助成 実費額 上限：1日3,000円に一時保育を利用した子供の人数を乗じて得た額、5日以内	・ 家庭教師、通学時送迎の助成実費額 上限：5万円/子1人 ・ 奨学金の返還支援実費の2分の1 上限：30万円/年、合計150万円まで	・ 就労準備金の助成（資格等取得費用） 実費額 上限：10万円
岡山市	－	－	－	－	－
広島市	・ 家事・介護費用助成 ・ 家事：限度額1時間当たり2,300円 ・ 介護：限度額1時間当たり3,200円 ※1事件につき80時間まで （R4. 4. 1開始）	－	・ 一時保育費用助成 限度額1日当たり3,000円 1事件につき未就学児1人当たり14日まで （R4. 4. 1開始）	－	－
福岡市	－	－	－	－	－
熊本市	見舞金としてパッケージ化 遺族見舞金：40万円 重傷病等見舞金：20万円				

福岡県犯罪被害者等支援条例と取組状況

1 福岡県犯罪被害者等支援条例について

(1) 趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることに等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とするもの。

(2) 制定の経緯

本条例は、平成30年3月28日に議員提案条例として成立、同月30日に公布、一部の規定は同日から施行（一部の規定は平成31年4月1日から施行）。

2 主な取組状況

具体的施策	内 容
福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営	・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、電話相談から面談・カウンセリング、病院・裁判所などの機関への付添いまで被害直後から中長期にわたる総合的な被害者支援に取り組む。
犯罪被害者等への見舞金	・犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、福岡県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者の方に見舞金を支給。 ※令和5年4月1日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡又は重傷病が対象
公営住宅等への優先入居及び一時入居等	・犯罪被害により自宅に居住することが困難になった方に、県営住宅の入居申込みにおける優遇措置の実施や一時的な県営住宅の提供を行う。
損害賠償請求訴訟再提訴時の支援	・損害賠償請求訴訟の判決が確定したにもかかわらず、加害者による賠償金の支払義務が履行されない場合に、時効成立前における再提訴の支援等を行う。

目的(第1条)

犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与する

基本理念(第3条)

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重
- 犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に対応
- 再び平穏な生活を営めるよう、犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供
- 関係機関が相互に連携、協力し、円滑に犯罪被害者等支援を実施し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進

総合的支援体制の整備(第9条)

- 県は、国、市町村、民間支援団体等と緊密に連携、協力し、支援体制を整備
- 犯罪被害者等がいずれの機関に支援を求めた場合においても、同様の支援を実施
- 必要な範囲において、他の都道府県との情報共有等の連携

責務等(第4条～第8条)

- 県：犯罪被害者等支援施策を総合的に策定し、計画的に実施
- 県 民：犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、県が実施する施策に協力
- 事 業 者：犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、県が実施する施策に協力
犯罪被害者等の被害の回復や軽減を図り、又は被害に係る法的手続に適切に関与できるよう、就労に関し配慮
- 市 町 村：地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定、実施し、県が実施する施策に協力
県は、市町村の支援施策の策定・実施に関し、必要な情報の提供及び助言等の支援
- 民間支援団体：専門的知識や経験を活かし犯罪被害者等の支援を行い、県が実施する施策に協力

支援計画(第10条)

- 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、支援計画を策定〔定める事項〕①基本方針 ②具体的施策 ③その他支援の推進に必要な事項

基本的施策(第13条～第25条)

- 相談及び情報の提供等(第13条)
犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、情報提供や助言を行う。法律、保健医療等に関する専門家等を紹介又は派遣する。
- 損害賠償の請求についての援助(第14条)
犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に努める。
- 経済的負担の軽減(第15条)
経済的な助成に関する情報提供や助言を行う。
- 心身に受けた影響からの回復(第16条)
犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスを提供する。犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所している場合、学校等の管理者は特段の配慮を行う。管理者が児童心理等の専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずる。
- 安全の確保(第17条)
更なる犯罪等被害防止のため、一時保護、防犯に係る指導、刑事手続に証人として関与する場合等の特別の配慮等を行う。
- 居住の安定等(第18条)
県営住宅入居における特別の配慮、一時的な住居の提供等を行う。
- 雇用の安定等(第19条)
職場における二次的被害防止のため、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行う。
犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、事業者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。
- 日常生活の支援(第20条)
病院等への付添い、家事、育児、介護に係る援助等を行う。
- 県民の理解の増進(第21条)
犯罪被害者等の孤立を防ぎ、二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について県民の理解を深める広報、啓発、教育等を行う。
- 人材の育成(第22条)
県、市町村、民間支援団体等職員への二次的被害防止等の研修を実施する。
- 民間支援団体に対する支援(第23条)
犯罪被害者等の支援に関する情報提供や助言、支援従事者の代理受傷防止のための措置を講ずる。
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第24条)
専門的知識・技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請等を行う。
- 個人情報等の適切な管理(第25条)
個人情報等の適切な管理のための取扱方法等を定め、職員に遵守させる。市町村、民間支援団体等との連携・協力のため情報提供するときは、その職員等に情報を適切に取り扱わせる措置を講ずる。

